

『親鸞伝絵』箱根霊告段をめぐる問題と親鸞の神祇観

前田 壽雄

【要旨】

親鸞が箱根権現を訪問したとする『親鸞伝絵』の記述は、近年覚如の創作ではなく、史実の可能性が極めて高いと考えられるようになった。それは当時、箱根社を統治していたのが聖覚であったこと、そしてその聖覚を通して親鸞と箱根権現との関係性を見出すことができるからである。

箱根霊告段は、神が親鸞を尊敬したことを記しているが、このことは親鸞の神祇護念の教説と矛盾するものではない。したがって、親鸞教義の上からも親鸞が箱根権現を訪問したことは決して不思議なことではない。

はじめに

親鸞聖人（以下、親鸞）九十年の生涯の中で関東在住の期間は、約二十年にも及んだ^①。親鸞自身がこのことに直接言及しているわけではないが、『恵信尼消息』には、越後国から関東に移住した時期が建保二（一二二四）年、常陸国で浄土三部経の千部読誦を発願・中止した四十二歳のときであったことを記述している^②。以後、親鸞は常陸国の小島、稲田、そして相模国へと移り、鎌倉や江津（国府津）に居住して、さらに箱根を越えて京都へ帰洛したと考えられる^③。

親鸞の生涯を綴った最も古い伝記である覚如上人（以下、覚如）の『親鸞伝絵（御伝鈔）』には、関東の地での

出来事を記述した話はわずかに三つだけである。下巻の第二段「稲田興法」、第三段「弁円済度」、そして第四段「箱根靈告」である。

「稲田興法」の段では、親鸞が越後国より常陸国に入り、稲田に居住したことについて、ひっそりと隠れ住んだにも関わらず、貴賤を問わず大勢の人が集まり、仏法を弘通したいという本懐が成就して、衆生利益の宿念が満足したことが記されている。また、「弁円済度」の段では、常陸国で弘まっていた専修念仏の教えを快く思わない板敷山の山伏であった弁円が親鸞に危害を加えようと試みたが、親鸞の尊顔を拝すると、害心がたちまちに消滅し、さらに後悔の涙さえ流して親鸞に帰依し、遂には往生の素懷を遂げたことが記されている。前者は親鸞が稲田において布教活動を行ったこととして、後者は明法房の回心として、よく知られた話である。

ところが、「箱根靈告」の段は「宗祖に関する伝承」として取り扱われ、この伝承を伝える寺院もほとんど見当たらない⁵⁾。またこの段は、親鸞に帰依したという人物を紹介した話でもないことから、他の二段とは異なった性質の内容である。果たして親鸞の箱根権現訪問を実際の出来事として捉えてよいのであろうか。また、なぜ覚如は親鸞の伝記として、箱根権現の話を入したのであろうか。そして、「箱根靈告」の段は如何なる意味があるのであろうか。さらに親鸞が箱根権現を訪問したとするならば、このことと親鸞教義との整合性を図ることができるのであろうか。本論では、このような問題意識のもと論じることとしたい。

一 箱根靈告の段

『親鸞伝絵』下巻第四段には、親鸞が関東から京都へ向かう帰洛の途中の出来事が次の通り記されている。

聖人東関の堺をいで、華城の路におもむきましましけり。ある日晩陰に及で、箱根の嶮阻にかゝりつゝ、は

るかに行客の蹤を送て、やうやく人屋の柩に近くに、夜もすでに曉更にをよんで、月もはや孤嶺にかたぶきぬ。ときに聖人あゆみよりつゝ案内したまふに、まことに齡傾きたる翁の正く装束したるが、いとことゝなく出あひ奉て云やう、社廟ちかき所のならひ、巫どもの終夜あそび侍るに、翁もまじはりつるが、いまなんいさゝか仮寝待るとをもふほどに、夢にもあらずうつつにもあらず、権現仰られて云、たゞいまわれ尊敬をいたすべき客人、この路を過たまふべきことあり、必ず懇懃の忠節を抽で、ことに丁寧の饗応をまうくべしと云云。示現いまだ覺をはらざるに、貴僧忽爾として影向したまへり。何ぞたゞ人にましますさん。神勅これ炳焉なり、感応もとも恭敬すべしといひて、尊重屈請し奉て、さまざまに飯食を粧ひ、いろいろに珍味を調へけり。⁶⁾

この「箱根霊告」の段は、「親鸞聖人が東国を出て、京都への路に進まれた。ある日、夕方に箱根の険しい道を通つて、随分長い距離を歩いて、ようやく人家のあるところに近づいたときには、もう明け方になっていた。そのとき、聖人が人家に歩み寄つて取り次ぎを頼むと、年老いた立派な装束を調えた翁がすみやかに出てきて言った。「社近くの所の習慣として、巫たちが夜を徹して神楽を奏でていたことに、自分も加わっていたが、ついでしたが、寄りかかつてうとうとしていたら、夢かうつつか、箱根権現が仰せになった。『ただいま私が尊敬している客人がこの箱根路を通過されていかれる。必ずまごころをこめて礼儀を尽くして、特に丁寧なおもてなしを用意しなさい』と。この権現のお告げが終わらないうちに、あなたが突然姿を現された。どうしてあなたはただびとであられよう。神勅は明らかである。神がこのように感応されたことを最も敬う」といつて、聖人を敬いたてまつり招き入れ、さまざまな食事を準備し、いろいろとご馳走をふるまつた」と意識することができる。⁷⁾

ここでは親鸞が箱根権現の夢告に基づいて、年老いた翁からもてなしを受けたことが記されているだけである。箱根権現とは、現在の神奈川県足柄下郡箱根町元箱根の箱根山にあり、明治維新の神仏分離令によって、箱根神社へと改称された。鎌倉時代には伊豆・箱根両所権現への参拝を二所詣として源頼朝の篤い尊崇を受け、源家三代の

ほか北条執権の世になっても武士を中心として信仰を集めた。⁹⁾

さて、ここで問題となるのが、親鸞と箱根権現との関係である。平松令三氏は、親鸞が箱根社へ訪問したのは偶然で、自ら進んで参詣しようとしたのではないことを強調している。⁹⁾しかし、偶然の参詣を親鸞の伝記に描く必要はあったのであろうか。また、参詣が自発的でなかったとしても、『親鸞伝絵』には親鸞の箱根権現訪問を記述している。では、親鸞が神社を訪問したことについては、如何に考えたらよいのであろうか。ここでは、「たゞいまわれ尊敬をいたすべき客人、この路を過たまふべきことあり」という言葉に注目することとしたい。この文は箱根権現が親鸞を尊敬し、神官が親鸞を歓迎したということを示しているものであり、親鸞が神に対して敬意を表したという記述ではない。このことは神が親鸞の念仏の教えを尊敬していたからこそ、神が親鸞を尊敬したという理解が成立するのではないかと考える。また、「箱根靈告」の段には記されているわけではないが、その直前の「弁円濟度」の段にあった、板敷山の山伏と同じく、親鸞に帰依した者が箱根にもいたのではないかとすることも考えられるであろう。このような推察は、以下の説から導き出されてくる。

二 箱根権現訪問の背景

さて、この出来事が史実であるかどうかは、傍証する史料がないことから現段階では確定することはできない。ただし、従来この「箱根靈告」の段を収めた覚如の意図がどこにあったのか、箱根権現訪問の背景には如何なることが考えられるのか、さまざまに議論されてきたところである。

これについてまず取り上げるべき説は、平松令三氏が「箱根権現は鎌倉幕府がたいへん尊崇した神だったから、その神が聖人を尊崇したという説話を掲げることによって、幕府の念仏者に対する風当たりを少しでもやわらげよ

うとしたのではいか、とも考えられます。あるいはまた箱根権現は山岳信仰であって、筑波山などと同じく修験者が数多く集っていた筈ですが、それらの中に板敷山の山伏と同じく、親鸞聖人に帰依する者があったことを背景にして生まれた伝承だったかもしれない¹⁰⁾と述べていることである。これによると、鎌倉幕府の念仏者への政策を緩和させる意図や、在来信仰との調和と浄土教への回心を促す伝道的側面を目的としたという考えを提示している。もともと覚如による本願寺を社会的に権威づけていこうとする作業の一環であったことは否定することはできない。

また小島恵昭氏は、覚如が「箱根霊告」の段を挿入した理由を、以下の三点について挙げている¹¹⁾。第一に、「永仁三年の「宮根山」焼失と『親鸞伝絵』制作ははなはだ近時のことで、箱根権現復興のための箱根信仰の勃興時期に『親鸞伝絵』の成立がある。この点が『親鸞伝絵』に箱根権現の逸話を収めた理由の一つに挙げることができる」と、箱根社の喪失と復興との関係性を問題としている。第二に、箱根社を創建した万巻が鹿島神宮寺も創建したとされ、その鹿島神宮の神人の家に生まれたのが横曾根門徒の性信で、「万巻と性信の伝承を『親鸞伝絵』に箱根権現の逸話を収めた理由の一つとして挙げることができる」と述べている。そして第三に、伊豆権現の神々と熊野信仰は深い関わりがあつて、箱根には各所に熊野神社があつたことから、「『親鸞伝絵』が箱根権現の逸話を収めた理由に、熊野霊告との関連を挙げることができる」としている。つまり「箱根霊告」の段は、続いて『親鸞伝絵』に記されている「熊野霊告」の段と合わせて収めたという主張である。この第三の主張からは、覚如の神祇観が知られるところである。覚如は本地垂迹説を導入して、親鸞教義を再解釈しているところに特徴が見られる¹²⁾。

さて、小島恵昭氏による第二の性信が介在したとする説は、平松氏によって、鎌倉時代に鹿島社と箱根社との親密性を立証する史料が不足していることから否定されている¹³⁾。それに対し、平松氏が「興味が深い」と示した説が『箱根町誌』第二巻の「建永元年（一一〇六）青蓮院門跡慈円が、伊豆山と箱根山の支配を安居院聖覚に委せた」とい

う記事である。そのうえで法然の門弟である「聖覚の指示を受けた箱根権現の祠官が聖人を丁重にもてなしたことは十分にあり得」と論じている。ただし、『箱根町誌』の記事が何に依った史料であるのかは、未確認であるとしていた。¹⁴しかしその後、平松氏はその出典を『門葉記』第九一卷所収「大懺法院起請文」によって確認されたとした。¹⁵

この『門葉記』の記述を詳細に研究したのが、今井雅晴氏であった。今井氏は、『門葉記』にある青蓮院の記録集をもとに「聖覚は青蓮院において慈円に仕えていて、箱根社を含む「椈下門跡領」という荘園群の所有を保証され」ていたと述べ、聖覚が箱根権現や伊豆山権現などを含む椈下門跡領荘園群を慈円の寺坊に寄進して、「青蓮院門跡（慈円）——椈下門跡領荘園等（聖覚）——箱根社」という支配関係を構築したと結論づけたのであった。¹⁶

このように建永元（一二〇六）年の時点で、聖覚が箱根山を領掌していたということは、親鸞が箱根権現を訪問したことを裏づける有力な史料であると考えることができる。その理由として、親鸞が書写した聖覚の『唯信鈔』（専修寺蔵）には、「寛喜二歳仲夏下旬第五日かの草本真筆をもつて愚禿親鸞これを書写す」という奥書が見られることから、親鸞は関東在住の頃から聖覚の『唯信鈔』を尊重し、晩年に至るまで門弟にしばしば『唯信鈔』を熟読するよう勧めたということを挙げるからである。すなわち、『唯信鈔』が述作された九年後の寛喜二（一二三〇）年五月、親鸞五十八歳のときに、聖覚の自筆本から『唯信鈔』を書写し、その数年後に、聖覚が統治していた箱根権現を訪問したということである。つまり聖覚を通して、親鸞と箱根権現との関係を見出すことができるのではないかとということである。そしてその交流は、親鸞が帰洛する以前からあったのではないかと考えることができ、親鸞が箱根権現で伝道していた可能性も否定することはできない。したがって、「箱根靈告」の段は念仏の教えが伝わっていたことを意味しているのではないかと考える。

これまで歴史学の先行研究を検証しつつ、親鸞が箱根権現を訪問した背景を明らかにしてきたが、その行実とは

決して親鸞の信体験からかけ離れたものではないであろう。また、親鸞の行動はその教義に基づくものであったであろうし、教義はその行動に影響を与えたものであったと考える。したがって、親鸞が箱根権現を訪問したという史実を追及することのみに終始するのではなく、教義との関連性を問うてこそはじめて、箱根霊告段をめぐる問題の全貌を明らかにすることができるのではないかと考える。

親鸞教義について言えば、一般的に「神祇不拜」といわれている¹⁸⁾。神祇不拜であるならば、神を如何に理解すべきであろうか。また、『親鸞伝絵』に記述された、神が親鸞を尊敬しているとは何を意味しているであろうか。そして神祇不拜と、神が念仏者を尊敬する関係性を如何に考えるべきであろうか。これらの問題について、親鸞の著述を通して論じることとする。親鸞の神祇観については、従来種々論じられてきたことであるが、本論では親鸞の神社訪問とその教義が矛盾しないかどうかどうかもあわせて考えることとしたい。

三 神祇不帰依

親鸞は、『教行信証』、『浄土和讃』、『現世利益讃』、『正像末和讃』、『悲歎述懐讃』、消息の中で神祇観を述べている。これらの著作には、「梵王」「帝釈」「諸天」「善神」「善鬼神」「四天大王」「悪鬼」「堅牢地祇」「龍神」「炎魔法王」「他化天の大魔王」「神祇」「天神」「地祇」などの神祇を表す語句が用いられている。

『教行信証』「化身土巻」外教釈では、『涅槃経』『般舟三昧経』『大集経』等を引用する中でこれらの語句を使用している。これら引用した経典はインドで語られ、中国で翻訳されたものであると考えられることから、これらの神祇は直接的にはインド・中国の神々を指している。しかし、宮崎圓遵氏が指摘したように、親鸞における神祇とは、決してインド・中国の神々に限定されているわけではない。¹⁹⁾『正像末和讃』『悲歎述懐讃』に見られる「外儀は仏教

のすがたにて 内心外道を帰敬せり^①」は、神国思想を背景とした顕密仏教に対しての悲歎述懐であり、また「念仏の人々御中」に宛てた消息には、「よろづの神祇・冥道をあなづりすてたてまつるとまふすこと、このことゆめゆめなきことなり^②」と、神々への軽侮を誡めたものである。したがって親鸞における神祇は、日本の神々も含めた神々の総称であると捉えることができる。

さて、親鸞が神祇への姿勢を明確に示しているのは、『教行信証』「化身土巻」末の外教釈である。「化身土巻」末は、次の文から始まっている。

それ諸の修多羅に拠て、真偽を勘決して、外教邪偽の異執を教誡せば、
『涅槃経』に言はく、「仏に帰依せば、終にまたその余の諸天神に帰依せざれ」と。

『般舟三昧経』に言はく、「優婆夷この三昧を聞て学ばむと欲せん者は、(乃至)自ら仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命せよ。余道に事ふることを得ざれ、天を拝することを得ざれ、鬼神を祠ることを得ざれ、吉良日を視ることを得ざれ」と。

又言はく、「優婆夷三昧を学ばんと欲せば、(乃至)天を拝し神を祠祀することを得ざれ」と。^③

これらの文から親鸞の教説を「神祇不拝」と捉えられてきた^④。この釈において「教誡」される「外教邪偽の異執」とは、「天神への帰依」「天を拝する」「鬼神を祠る」「吉良日を視る」「神を祀祠する」であり、仏法僧の三宝に帰依する者は、天神に帰依しないことを明確にしている。このような教誡の事項は、三帰依によって必然的に導き出される帰結として考えられることであり、親鸞の仏教とは何かを問う姿勢を窺うことができる。また、『一念多念文意』には、一念多念の争いをする人を「異学・別解のひとつ」であるとして、

異学といふは、聖道・外道におもむきて、余行を修し、余仏を念ず、吉日良辰をえらび、占相祭祀をこのむものなり。これは外道なり、これらはひとへに自力をたのむものなり。^⑤

と、「余行を修し、余仏を念ず、吉日良辰をえらび、占相祭祀をこのむもの」は、聖道門の教えや仏道以外の外道に従っているからであるとし、これを「自力をたのむもの」と明示している。

ところで、帰依に関しては、『教行信証』「証卷」の『往生論註』引文で「真実の法身を知るは、則ち真実の帰依を起すなり」⁽²⁶⁾とあり、「真仏土巻」には『涅槃経』引文中に、涅槃の異名として挙げられる帰依に「タノムヨルトモ」⁽²⁷⁾と左訓を付していることから、親鸞における帰依とは「拠り処」であり、それは「真実の法身」以外にはない。また「化身土巻」末には、この他にも『地藏十輪経』を引いて、

具に正しく帰依して、一切妄執吉凶を遠離せむものは、終に邪神・外道に帰依せざれ。⁽²⁸⁾

と、一切の妄執や吉凶にとらわれることなく、これを遠ざける者は、決して邪神・外道に帰依してはならないと述べているほか『本願薬師経』を引用して、

若し浄信の善男子・善女人等有て、乃至尽形までに余天に事へざれ。⁽²⁹⁾

と、生涯にわたって仏教以外の天に信奉してはならないと、神祇への帰依を強く否定している。このように親鸞が神祇不帰依を強調する意図はどこにあるのであろうか。それは「外道の所有の三昧」にあたる神祇への帰依とは、「見愛我慢の心を離れず。世間の名利恭敬に貪着するが故なり」⁽³⁰⁾であると語っていることから考えることができる。すなわち、神祇に帰依することとは、よこしまな考えや貪りの心、おごり高ぶりの心を離れることがなく、世俗の名誉や利益、あるいは尊敬されたいという思いにとらわれることになるからである。

このような姿勢は『正像末和讃』「悲歎述懐讃」に、よく表れている。

かなしきかなや道俗の 良時・吉日えらばしめ

天神・地祇をあがめつつ 卜占祭祀つとめとす⁽³¹⁾

かなしきかなやこのごろの 和国の道俗みなともに

仏教の威儀をもととして 天地の鬼神を尊敬す⁽³²⁾

すなわち、親鸞は日の良し悪しを選び、天神・地祇を崇め、卜占祭祀をたよったり、仏教徒であるかの如く外見を取り繕って、天地の鬼神を尊敬したりするあり方を「かなしきかなや」と悲歎述懐している。つまり親鸞における神祇不帰依とは、神祇を崇めることへの否定ばかりを示しているのではなく、そのことを通して衆生はどこまでも自己中心的で、如何に悲しい存在であるかという視点を示し、外教邪偽にたよろうとする衆生の無明煩惱に悲泣する態度を表明しているのである。

四 善鬼神と悪鬼神

前述した「化身土巻」末の冒頭は、『涅槃経』につづいて『般舟三昧経』を引文し、四つの否定的規範が述べられていた。すなわち「余道に事ふることを得ざれ、天を拜することを得ざれ、鬼神を祠ることを得ざれ、吉良日を視ることを得ざれ」である。このうちの「鬼神を祠ることを得ざれ」については、『菩薩戒経』引文に「鬼神を礼せず⁽³³⁾」とあり、また外教釈結びの『論語』の読み替えを行ってでも鬼神に事えてはならない趣旨を明かしていることから、「鬼神を祠ることを得ざれ」は外教釈の一貫した中心テーマである⁽³⁴⁾と考える⁽³⁵⁾。

親鸞における鬼神の概念とは、「天神を鬼と云ひ、地神を祇と曰ふ⁽³⁶⁾」「神は謂く鬼神なり。総て四趣、天・修・鬼・獄に収む⁽³⁷⁾」と、神を鬼、鬼神と定義づけ、迷いの境界に属しているものとする。つまり神・鬼神とは、未だ解脱には至っていない存在であるから、迷える存在であり、仏の教化対象である。阿弥陀仏の救済の対象は十方衆生であるから、もちろん神や鬼神の存在を認めていることであり、そして親鸞は仏の教化によって、仏に帰依する神々とは、その能力を仏法護持のために用いる存在であると意味づけている。すなわち、『大集経』「月蔵分」の引文中には、

この故に願はくは仏、この閻浮提の一切国土に於いて、彼の諸鬼神、分布安置して、護持の為の故、一切諸の衆生を護らんが為の故に⁽³⁸⁾。

と、この世界（閻浮提）の一切の国土を護るために、また一切衆生を護るために鬼神を配置するよう願っていることが述べられている。また、同じく『大集経』『月蔵分』には、「甚深の仏法を顕示せしむ。また世間を護らんが為の故に」仏が、鬼神を分布安置して、護持養育すべきことを述べていたり、⁽³⁹⁾ 仏に帰依した大梵天王・帝釈天が、三宝の種が断絶しないように、「仏法をして久しく住せむことを得しめんが為」護持することを説いていたりしている。⁽⁴⁰⁾

このような護法善神の表現は、『浄土和讃』『現世利益讃』において顕著に見ることができる。

南无阿弥陀仏をとなふれば 梵王・帝釈帰敬す

諸天善神ことごとく よるひるつねにまもるなり⁽⁴¹⁾

南无阿弥陀仏をとなふれば 堅牢地祇は尊敬す

かげとかたちのごとくにて よるひるつねにまもるなり⁽⁴²⁾

南无阿弥陀仏をとなふれば 難陀・跋難大龍等

無量の龍神尊敬し よるひるつねにまもるなり⁽⁴³⁾

天神・地祇はことごとく 善鬼神となづけたり

これらの善神みなともに 念仏のひとをまもるなり⁽⁴⁴⁾

これらは「南无阿弥陀仏」の念仏を称えることによって、「梵王」「帝釈」「諸天善神」「堅牢地祇」「難陀」「跋難大龍等無量の龍神」等のあらゆる天神地祇が「よるひるつねに」念仏者を護念することを述べたものである。これら神祇は「善鬼神」と名づけるとしている。

これについては『教行信証』「信巻」に、

金剛の真心を獲得すれば、横に五種八難の道を超へ、必ず現生に十種の益を獲。何者か十とする。一には冥衆護持の益⁽⁴⁵⁾、

と、述べている現生十益の第一「冥衆護持の益」を詳しく表したものであると理解することができる。信心獲得した行者が現生に獲る十種の利益のうちの第一として、「冥衆」すなわち諸仏・諸菩薩や諸神といった、目に見えない存在から護持される利益を示している。このような仏法を守護し、信心の行者を護持する善鬼神とは、「箱根靈告」の段に記された箱根権現が親鸞を尊敬しているという構図と同じであろう。そして「箱根靈告」の段が記された背景には、このような神祇護念の教義があると考えることができよう。

一方、親鸞は『月蔵経』「諸悪鬼神得敬信品」を引用して、かつて仏法に触れたにも関わらず、後に悪知識に近づいた因縁で「悪鬼神」として生まれたことが説かれている⁽⁴⁶⁾。この悪鬼神とは、『首楞嚴経』に「菩提の路を失し、眩惑無識にして、恐は心を失せしめむ⁽⁴⁷⁾」とあるように、仏道を歩む衆生を欺いて、ついに仏道を失わせる存在をいい、真実から目を背けさせ、判断力や認識力を迷わせる存在である。同様の内容は、『起信論』引文においても導き出すことができる。すなわち、衆生は善根力がなければ、諸魔・外道・鬼神によって誑かされ惑わされること、また恐ろしい姿を現したり、あるいは美しい男女の姿で現れては誘惑したりすることが示されている⁽⁴⁸⁾。これはすべて衆生の心が創出させる世界であると考えることができ、悪鬼神を示す意味とは、鬼神に迷う衆生の心を浮き彫りにさせ、善根力の必要性を説くことにある。これについては詰まるところ信心、菩提心の問題であり、鬼神に迷う衆生に仏願力の届くことを願い、引用したものであると考える。

そして、親鸞はこのような仏道を妨げる悪鬼神が、念仏者に対しては畏れて、何ら妨げをなすものではないことを述べている。『浄土和讃』「現世利益讃」では、

願力不思議の信心は 大菩提心なりければ

天地にみてる悪鬼神 みなことごとくおそるなり⁽⁴⁹⁾

と、阿弥陀仏の本願力回向の信心は、大菩提心でもあるので、天地に満ちている悪鬼神がみなそろって畏れるのであると明かしている。悪鬼神が「みなことごとくおそる」のは、阿弥陀仏から回向される信心が大菩提心にほかならないからである。したがって、信心を獲得した者は、「阿弥陀仏の御ころにをさめたまふ」摂護不捨があるからこそ、「天魔波旬にやぶられず、悪鬼・悪神にみだられず」⁽⁵⁰⁾「天魔波旬におかされず、悪鬼・悪神をやますことなしとなり」⁽⁵¹⁾ということが出来る。

五 消息に示された神祇の意味

ところで、かつて『正像末和讃』『悲歎述懐讃』と「念仏の人々御中」に宛てた消息とを対照して、神祇不拝と神祇護念とが矛盾した概念であるとする説⁽⁵²⁾が提示されたことがあった。しかし、これを契機に親鸞の神祇観に関する研究が盛んになったことである。その多くは、親鸞教義において神祇不拝と神祇護念とが矛盾しない根拠を明確にしたものであり、両者が真実信心において共に成立すると論じられた。そこで「念仏の人々御中」に宛てた消息を見てみると、次のように述べている。

まづよろづの仏・菩薩をかるしめまいらせ、よろづの神祇・冥道をあなづりすてたてまつるとまふすこと、このことゆめゆめなきことなり。世々生々に無量無辺の諸仏・菩薩の利益によりて、よろづの善を修行せしかども、自力にては生死をいはずありしゆへに、曠劫多生のあひだ、諸仏・菩薩の御すすめによりて、いままうあひがたき弥陀の御ちかひにあひまぬらせてさふらふ御恩をしらずして、よろづの仏・菩薩をあだにまふさんは、

ふかき御恩をしらずさふらふべし。仏法をふかく信するひとをば、天地におはしますよろづのかみは、かげのかたちにそへるがごとくして、まもらせたまふことにてさふらへば、念仏を信じたる身にて、天地のかみをすてまふさんとおもふこと、ゆめゆめなきことなり。神祇等だにもすてられたまはず。⁵³⁾

この消息の主題は、弥陀一仏へ帰依するあまり他の諸仏・諸菩薩を軽んじた者への誠にある。これについては、一樂真氏が「自らがただ念仏一つという信に立つことと、他の人が崇めているものを否定するということがイコールではない。それを自らが信じているものだけを絶対化して他を軽んずるというのは、自己主張にすぎない」と論じているように、自身の信仰に帰依することは、必ずしも他の信仰を対立的・排他的に否定する態度を取ることにはならないことを意味している。

つづいてこの消息では、衆生はこれまで何度も生死を經めぐってきた中で、数限りない仏や菩薩の利益によつて、諸善を修行してきたが、自力では生死を出離することができなかつたことを述べている。ここでいう自力には、自身の欲望を叶えようとする行為である神への礼拝が含まれている。親鸞は神祇にたよる衆生の非力さを問題とし、衆生が生死の迷いから解放されるには、神祇不拜は当然の帰結であつたと考えられる。そのため、阿弥陀仏の誓願に遇うことができたのは、諸仏・菩薩の「御すすめ」があつたからこそである⁵⁴⁾と強調している。だからこそ、諸仏・菩薩を粗末に扱うことは、その「御恩」を知らないことであると指摘している。そのうえで、念仏を信じる者が「天地の神をすてまふさんとおもふこと」と、天地の神を無視するはずもない⁵⁵⁾と語っている。その根拠とは仏法を深く信じる人を、天地の諸神が「かげのかたちにそへるがごとくして、まもらせたまふ」と、影がその姿に付き添うように離れることなく護持するからである。「かげのかたちにそへるがごとく」という表現は、『唯信鈔文意』にも南無阿弥陀仏は智慧の名号なれば、不可思議光仏の御なを信受して憶念すれば、観音・勢至はかならずかげのかたちにそえるがごとくなり。⁵⁶⁾

と述べているように、南無阿弥陀仏の名号が智慧であるから、その名号を信受して憶念すれば、観音・勢至三菩薩が護念することが説かれている。これは『浄土和讃』『現世利益讃』で護法善神説の和讃を示した直後に讃えた、

南無阿弥陀仏をとなふれば 観音・勢至はもろともに

恒沙塵数の菩薩と かげのごとくに身にそへり⁵⁷⁾

という和讃の内容とも重なっている。つまり、諸仏・諸菩薩を語るところで神祇も同様に語られていることであり、諸仏・諸菩薩と神祇は、念仏者を護念するという性質において共通する存在であると言える。

そして「神祇等だにもすてられたまはず」という「だにも」の語に注目して、嬰木義彦氏が「廃捨されたものも、現在の自己存在を支えている一要素として新しい存在価値をもつものとして再発見されてくる」と指摘している⁵⁸⁾ように、親鸞にとつて神祇とは信心獲得によつて阿弥陀仏の本願を中心とする世界観において再構築され、諸仏・諸菩薩と共に念仏者を護念するという新しい意味づけがなされたのである。したがって、親鸞にとつて神祇は無視することのできない存在ということである。

また、消息には諸天善神や神祇の罰についても言及したものがあつた。「この御ふみどもの様、くわしくみさふらふ」に始まる五月二十九日付の消息には、

またよるもひるも慈信一人に、人にはかくして法文をしへたることさふらはず。もしこのこと、慈信にまうしながら、そらごとをもまうしかくして、人にもしらせずしてをしへたることさふらはば、三宝を本として、

三界の諸天善神・四海の龍神八部・閻魔王界の神祇冥道の罰を、親鸞が身にことごとくかぶりさふらふべし。⁵⁹⁾

と、述べられている。この消息は、親鸞の息男慈信房善鸞の義絶を関東の門弟に通知する手紙といわれ、親鸞八十四歳の建長八年五月二十九日、いわゆる「慈信房義絶状」と同日に記されたものであると見なされている。すなわち、他人に隠してただ一人慈信房のみに教えを伝えたというならば、仏法僧の三宝を根本として、欲界・色界・

無色界の三界の諸天善神や四海の仏法を守護する八種の鬼神や閻魔王界の神祇冥道がくだす罰を、親鸞がこの身に受けることであると述べたものである。慈信房の問題は仏法に関することであるから、三宝の罰と言うこともあろうが、親鸞はここに神祇の罰をも含んでいる。仏・菩薩のみならず、天神・地祇をも含めた世界観を展開している。ここでいう神祇に関する表現は、起請文としての定型句であったと考えることもできるが、それ以上に前述した、阿弥陀仏の本願に帰したことによって、仏法を根本として新たに意味づけられた神祇に対する思いを語ったものであったと考える。

おわりに

親鸞が箱根権現を訪問したとする『親鸞伝絵』の記述は、近年覚如の創作ではなく、史実の可能性が極めて高いと考えられるようになった。それは当時、箱根社を統治していたのが法然の門弟の聖覚であったこと、そしてその聖覚を通して親鸞と箱根権現との関係性を見出すことができるからである。

この箱根権現の話は、覚如にとつて本願寺を社会的に権威づける意図があったと見なすことができるものの、親鸞の足跡を書きとめたものであると考えられる。そして、「箱根霊告」の段は、神が親鸞を尊敬したことを記したものであるが、このことは親鸞の神祇護念の教説と矛盾するものではない。また、親鸞が神祇不帰依を主張したことは、神祇にたよる衆生の無明煩惱を悲歎することでもあり、神祇を対立的・排他的に理解するものでもない。したがって、親鸞教義の上からも親鸞が箱根権現を訪問したことは決して不思議なことではなく、明確に説明することができる。

【註】

- (1) 顕誓『反古裏書』（『真宗史料集成』第二卷、七四一頁）。
- (2) 『惠信尼消息』第三通（『浄土真宗聖典―原典版―』八九二―八九四頁、『浄土真宗聖典―註釈版第二版―』八一五―八一七頁、『真宗聖教全書』五、一〇一―一〇二頁）。
- (3) 顕誓『反古裏書』（『真宗史料集成』第二卷、七四一―七四二頁）、『本願寺史第一卷』（本願寺出版社、二〇一〇年）一三〇頁。なお、『本願寺史第二卷』では帰洛の年時を、一般的な説として「およそ文暦元年、宗祖六十二歳ごろと推測」している。
- (4) 『本願寺史第一卷』二〇五―二〇六頁。
- (5) 草野顕之『親鸞の伝記―御伝鈔―の世界』（筑摩書房、二〇一〇年）には、「箱根靈誓」の「伝承を伝える寺院がなかったのか、近世に編纂された旧跡巡拝記の類には、この話は詳しく掲載されていない」（一八二頁）と述べたうえで、『大谷遺跡録』と『二十四輩順拝図絵』に「箱根大権現」の項があることを取り上げている。ちなみに『大谷遺跡録』には「高祖聖人六十二歳、文暦元年八月十七日より三日間御逗留云云」（『真宗史料集成』第八卷、七三一頁）とあり、『二十四輩順拝図絵』には「文暦元年八月十七日聖人御帰洛の砌、この山坂を通行なし給ひける時権現巫の翁に命じて招請し給ひ、三日が間種々御饗応ありけるとかや事実委くは御伝抄にしめし給ひ世のよく知る所なり」（『真宗史料集成』第八卷、九六六頁）と記されている。なお、親鸞が箱根に三日間逗留したという伝承は、神奈川県足柄下郡箱根町・萬福寺（真宗大谷派）に伝えられている。その際、萬福寺では親鸞が自作の御影と十字名号を箱根権現に授与したとしている。
- (6) 『浄土真宗聖典―原典版―』一〇八一頁、『浄土真宗聖典―註釈版第二版―』一〇五五―一〇五六頁、『真宗聖教全書』三、六五〇頁。
- (7) 草野顕之『親鸞の伝記―御伝鈔―の世界』（筑摩書房、二〇一〇年）一八〇頁、今井雅晴『親鸞聖人と箱根権現（歴史を知り、親鸞を知る⑨）』（二〇一五年、自照社出版）一一―一二頁参照。
- (8) 『箱根神社体系上巻』（箱根神社社務所編、名著出版、一九八〇年）四―六頁、岩崎宗純『中世の箱根山』（神奈川新聞社、一九九八年）二八―三〇頁参照。
- (9) 平松令三『聖典セミナー親鸞聖人伝絵』（本願寺出版社、一九九七年）二三九頁。
- (10) 平松令三『聖典セミナー親鸞聖人伝絵』（本願寺出版社、一九九七年）二四〇頁。
- (11) 小島恵昭『箱根と熊野 神祇不拝と汚穢不浄』（『誰も書かなかった親鸞―伝絵の真実―、法蔵館、二〇一〇年）。
- (12) 覚如は『親鸞伝絵』巻下第五「熊野靈告」の段で、「証誠殿の本地すなはち今の教主なり。故にとてもかくても衆生に結縁の志ふかきによりて和光の垂迹を留たまふ。垂迹を留る本意ただ結縁の群類をして願海に引入せんとなり。」（『浄土真宗聖典―原典版―』

- 一〇八二頁、『浄土真宗聖典』註釈版第三版』一〇五八頁、『真宗聖教全書』三、六五一〜六五二頁）と、本地の阿弥陀仏は熊野権現として垂迹していると述べ、それは衆生を阿弥陀仏の本願海に引入させるためであると説いている。覚如の神祇観については、拙論「覚如・存覚教学と和歌」特に神祇観について」（大取一馬編『浄土真宗玉林和歌集』、臨川書店、二〇〇一年）で論じた。
- (13) 平松令三『聖典セミナー親鸞聖人伝絵』（本願寺出版社、一九九七年）二四四頁。
- (14) 平松令三『聖典セミナー親鸞聖人伝絵』（本願寺出版社、一九九七年）二四四頁。
- (15) 平松令三『親鸞（歴史文化ライブラリー三七）』（吉川弘文館、一九九八年）二〇〇頁。
- (16) 今井雅晴『親鸞聖人と箱根権現（歴史を知り、親鸞を知る⑨）』（自照社出版、二〇一五年）四三〜五五頁。なお、橋本順正「相模国の親鸞」二切経校合を中心に（一）（『親鸞の水脈』第一八号、二〇一五年）には、『門葉記』「大懺法院起請（付発願文）」（『大正新修大藏経』図像部第二二巻、一一頁中）の署名に、「権律師法橋上人位隆寛」の名前が見えるという指摘がある。
- (17) 『浄土真宗聖典全書』（以下、『聖典全書』）二、一一〇一頁。
- (18) 柏原祐泉「親鸞における神祇の構造」は、「神祇不拝が浄土真宗の教意を開陳するための純教法的な立場に基づいていることは明らかである」（『真宗史仏教史の研究Ⅰ親鸞・中世篇』二九頁、平楽寺書店、一九九五年）と論じている。
- (19) 親鸞における神祇観に関する主な論考として、嬰木義彦「親鸞聖人の神祇観」（『真宗研究』第一七輯、一九七二年）、田代俊孝「親鸞における神祇の「不拝」と「不捨」について」（『真宗研究』第二九号、一九八四年）、林智康「親鸞の神祇観」（『九州龍谷短期大学紀要』第三二号、一九八六年）、山崎龍明「神祇不拝の本質的意義」（『印度学仏教学研究』第三七巻第二号、一九八九年）、本多静芳「親鸞の神祇観」（『武蔵野女子大学紀要』第二六号、一九九一年）、内藤知康「親鸞の神祇観についての一考察」（『龍谷紀要』第一五巻第一号、一九九三年）、西義人「『教行信証』と神祇観」（『教行信証』の研究第二巻『顕浄土真実教行証文類』の背景と展開、二〇一二年）等を挙げることができる。本論は、これら先行研究を参考とした。
- (20) 宮崎圓遵「親鸞の神祇批判」は、「述懐和讃」や消息は時代人の日常生活に関するものであるから、わが国の神祇を除外しているはずはなく、この点において、親鸞はわが国の神祇をも同様に考定していたとい得るであろう」（『初期真宗の研究』五七〜五八頁、永田文昌堂、一九七一年）と論じている。
- (21) 『聖典全書』一、五二〇頁。
- (22) 『聖典全書』一、八三四頁。
- (23) 『聖典全書』一、二二二頁。
- (24) 柏原祐泉『真宗史仏教史の研究Ⅰ親鸞・中世篇』（平楽寺書店、一九九五年）二九頁。

- (25) 『聖典全書』二、六七―七一頁。
- (26) 『聖典全書』二、一四五頁。
- (27) 『聖典全書』二、一六六頁。
- (28) 『聖典全書』二、二四〇頁。
- (29) 『聖典全書』二、二四〇頁。
- (30) 『聖典全書』二、二四二頁。
- (31) 『聖典全書』二、五二―五三頁。
- (32) 『聖典全書』二、五二―五三頁。
- (33) 『聖典全書』二、二四―二五頁。
- (34) 『聖典全書』二、二五三頁。『論語』先進第十一の「季路問事鬼神子曰未能事人焉能事鬼」を、通常「季路、鬼神に事へんことを問ふ。子の曰く、未だ人に事ふること能はず。いづくんぞ能く鬼神に事へんや」と読むところを、「季路問はく、鬼神に事へむかと。子の曰く、事ふること能はず。人いづくんぞ能く鬼神に事へんや」としている。『浄土真宗聖典―註釈版第三版―』四七一―四七二頁脚註参照。
- (35) 拙論「親鸞における鬼神の意味」(『印度学仏教学研究』第五一巻第一号、二〇〇二年)。
- (36) 『聖典全書』二、二五二頁。
- (37) 『聖典全書』二、二五三頁。
- (38) 『聖典全書』二、二三〇頁。
- (39) 『聖典全書』二、二三三頁。
- (40) 『聖典全書』二、二三四頁。
- (41) 『聖典全書』二、三八九頁。
- (42) 『聖典全書』二、三九〇頁。
- (43) 『聖典全書』二、三九〇頁。
- (44) 『聖典全書』二、三九二頁。
- (45) 『聖典全書』二、九四―九五頁。
- (46) 『聖典全書』二、二二七頁。

- (47) 『聖典全書』二、二三九～二四〇頁。
 (48) 『聖典全書』二、二四一～二四二頁。
 (49) 『聖典全書』二、三九二頁。
 (50) 『尊号真像銘文』(『聖典全書』二、六三〇頁)。
 (51) 『一念多念文意』(『聖典全書』二、六六七頁)。
 (52) 戸頃重基『鎌倉仏教』(中央公論社、一九六七年)は、「一方で拒絶し他方で妥協するような矛盾が、親鸞の場合は神祇観にも現れている」「さきの一神教的信仰として有する非妥協的反神道観が汎神論的仏教のひとつとして有する妥協的神道観へ移行しているのである」(一四六～一四七頁)と論じた。
 (53) 『聖典全書』二、八三四頁。
 (54) 一樂真『親鸞の教化―和語聖教の世界』(筑摩書房、二〇一〇年)二〇〇頁。
 (55) 河田光夫『親鸞からの手紙を読み解く』(明石書店、一九九六年)に、「すてまふさんとおもふこと」を、「無視し、申し上げようと思うこと」(四二頁)と訳している。西義人『『教行信証』と神祇観』(『『教行信証』の研究第二卷『顕浄土真実教行証文類』の背景と展開』、二〇一二年)も河田光夫氏の解釈に従って、「信心の念仏者が阿弥陀如来以外の諸仏菩薩を軽んじたり、神をあなどって無視したりする」ということは、道理としてありえないことであると、断言しているのである」(三六〇頁)と論じている。
- (56) 『聖典全書』二、六八六頁。
 (57) 『聖典全書』二、三九三頁。
 (58) 嬰木義彦『親鸞聖人の神祇観』(『真宗研究』第一七輯、一九七二年)。
 (59) 『聖典全書』二、八七五～八七六頁。

【キーワード】

親鸞 箱根権現 覚如 聖覚 門葉記 神祇不帰依 悲歎 神祇護念